

小山工業高等専門学校外国人留学生規程

制 定 昭和58年4月1日

最終改正 令和3年4月23日

(趣旨)

第1条 この規程は、小山工業高等専門学校学則（昭和40年4月1日制定）第51条の規定に基づき、小山工業高等専門学校に受け入れられる外国人留学生（以下「留学生」という。）に関する入学及び教育指導の特例を定めるものとする。

(入学)

第2条 校長は、文部科学省が定めた日本語教育の課程を修了した留学生に対して、特定の学年学科に入学を許可する。

(教育課程)

第3条 留学生については、本校の通常の授業を受ける上で必要な日本語その他の学力を養うため、別表のとおり、特別に編成された教育課程の学習をもって、通常の教育課程の一部の履修に代えることができる。

2 前項の特別な教育課程の編成は、学科長及び留学生指導教員の協力を得て教務主事が行う。

(留学生指導教員)

第4条 留学生に対し、学習及び生活に関して、必要な指導助言を与えるため留学生指導教員を置く。

2 留学生指導教員は校長が委嘱するものとし、校長又はその補助機関に対して、必要な建議を行うことができる。

(留学生相談員)

第5条 留学生の日本語能力の不足等就学上の問題解決を援助するため、留学生相談員を置く。

2 前項の留学生相談員は、学生の中から学科主任の推薦に基づき、校長が委嘱する。

3 留学生相談員は、適宜、留学生の相談に応ずるとともに、定期的に留学生指導教員に連絡して、その指導を受けるものとする。

(対外事務)

第6条 留学生が、わが国の法令等に基づき、処理しなければならない事務手続等の助言については、学生課において行うものとする。

附 則

この規程は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、昭和62年10月14日から施行する。

附 則

この規程は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成13年1月6日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月23日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

別表

学年 事項	3	
免除科目	国語，歴史 倫理・社会 など	6単位 以上
代替科目	日本語 日本事情 など	6単位 以上